岐阜県収用委員会の公正な審理の確保に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第五十九条及び岐阜県収用委員会運営規則(昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号)第十四条の規定に基づき、岐阜県収用委員会(以下「委員会」という。)において公正な審理を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(出席者の入場手続)

- 第二条 法第八条に規定する起業者、土地所有者若しくは関係人、法第六十五条に 規定する参考人若しくは鑑定人又は法第九十四条に規定する起業者若しくは損 失を受けた者(以下「出席者」という。)は、審理に出席しようとするときは、 審理の当日、受付で出席者本人であることを申し出なければならない。
- 2 会長又は審理を指揮する指名委員(以下「会長等」という。)は、必要と認めるときは、別記第一号様式による入場券を発行することができる。この場合において、出席者は、入場券の交付を受け、審理の会場に入ろうとするときは、入場券を会長等の命を受けた係員(以下「係員」という。)に提示しなければならない。
- 3 入場券の効力は、入場券に記載された日限りとする。
- 4 出席者は、審理の会場に入ろうとするときには、係員の指示に従わなければな らない。

(入場券の提示)

第三条 入場券の交付を受けた出席者は、係員から要求を受けたときは、入場券を 係員に提示しなければならない。

(傍聴手続)

- 第四条 会長等は、傍聴席の数等を考慮して、審理を傍聴する者(以下「傍聴人」 という。)の数を制限することができる。
- 2 前項の場合において、会長等は、必要と認めるときは、別記第二号様式による 傍聴券を発行することができるものとし、傍聴人は、傍聴券の交付を受けなけ ればならない。
- 3 傍聴券は、審理の当日、受付で先着順に交付するものとする。ただし、会長等が必要と認めるときは、他の方法により交付することができる。
- 4 傍聴券の交付を受けた傍聴人は、審理の会場に入ろうとするときは、傍聴券を 係員に提示しなければならない。

- 5 傍聴券の効力は、傍聴券に記載された日限りとする。
- 6 傍聴人は、審理の会場に入ろうとするときには、係員の指示に従わなければな らない。

(傍聴券の提示)

第五条 傍聴券の交付を受けた傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を 係員に提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第六条 傍聴券の交付を受けた傍聴人は、傍聴を終えたとき又は傍聴の必要がなく なつたときは、これを返還しなければならない。

(審理の非公開)

- 第七条 委員会又は指名委員は、審理の公正が害されるおそれがあるときその他公 益上必要があると認めるときは、審理を公開しないことができる。
- 2 前項の場合において、委員会又は指名委員が審理の途中において審理を公開しないこととしたときは、会長等は、その旨を告げるとともに、傍聴人及び会長等が指定する者に退場を指示するものとする。
- 3 前項の規定により、退場を指示された者は、直ちに審理の会場から退場しなければならない。

(審理会場への入場制限)

- 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、審理の会場に入ることができない。
 - 一 酒気を帯びていると認められる者
 - 二 銃器、刃物その他の人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - 三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
 - 四 拡声器、笛、ラッパその他の音響を発することを目的とするものを携帯して いる者
 - 五 鉢巻き、たすき、腕章、ヘルメット等を着用し、又は異様な服装をしている 者
 - 六 前各号に掲げる者のほか、審理を妨害し、又は審理の公正を害するおそれが あると認められる者

(出席者の発言)

第九条 出席者は、審理において、会長等の指示によらず、又は許可を得ないで発 言してはならない。 (出席者の遵守事項)

- 第十条 出席者は、審理の会場においては、次の事項を守らなければならない。
 - 一 静粛を旨とし、談論し、放歌し、高笑し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - 二 審理に必要と会長等が認めるものを除くほか、ビラ、ポスターその他これら に類するものを配布し、掲示し、又は展示しないこと。
 - 三 鉢巻き又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - 四 飲食又は喫煙をしないこと。
 - 五 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - 六 携帯電話等の電源を切ること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、公正な審理の進行を妨げる行為をしないこと。

(傍聴人の遵守事項)

- 第十一条 傍聴人は、審理の会場においては、前条各号に掲げる事項のほか、次の 事項を守らなければならない。
 - 一審理における言論に対して発声その他の方法により公然と可否を表明しない こと。
 - 二 定められた場所以外の場所に入らないこと。

(写真、映画等の撮影及び放送、録音等の禁止)

第十二条 出席者及び傍聴人は、審理の会場において、写真、映画等を撮影し、又は放送、録音、インターネットによる中継等をしてはならない。ただし、あらかじめ会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

(会長等の指示)

第十三条 出席者及び傍聴人は、会長等及び係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

- 第十四条 会長等は、出席者又は傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止 し、又は係員をして制止させるものとする。
- 2 会長等は、出席者又は傍聴人が前項の規定による制止に従わないときは、法第六十四条第三項の規定により退場を命じ、又は係員をして退場させることができる。
- 3 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、当日の審理を再び傍聴することができない。

(代理人)

第十五条 この規程における出席者に関する規定は、法第百三十六条の規定による

代理人が審理に出席する場合に準用する。この場合において、審理に出席しようとする代理人は、審理開始前にその権限を証する書面を委員会に提出しなければならない。

(雑則)

第十六条 この規程に定めるもののほか、公正な審理の確保に関し必要な事項は、 会長等が定める。

附則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(表面)

年岐収委第 号収用事件 番号

入 場 券

年 月 日 (当日限り有効)

岐阜県収用委員会

(裏面)

出席者の守るべき事項

- 1 会長等の指示によらず、又は許可を得ないで発言しないこと。
- 2 静粛を旨とし、談論し、放歌し、高笑し、拍手し、その他騒ぎ立てない こと。
- 3 審理に必要と会長等が認めるものを除くほか、ビラ、ポスターその他これらに類するものを配布し、掲示し、又は展示しないこと。
- 4 鉢巻き又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 5 飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 7 携帯電話等の電源を切ること。
- 8 2から7に掲げるもののほか、公正な審理の進行を妨げる行為をしない こと。
- 9 会長等の許可を得ず、写真、映画等を撮影し、又は放送、録音、インターネットによる中継等をしないこと。
- 10 審理会場においては、会長等及び係員の指示に従うこと。

(注意事項)

- 1 上記事項を守られない場合は、審理会場からの退場を命ぜられることがあります。
- 2 係員から要求を受けたときは、入場券を係員に提示してください。

第2号様式(第4条関係)

(表面)

年岐収委第 号収用事件

傍 聴 券

年 月 日 (当日限り有効)

番号

岐阜県収用委員会

(裏面)

傍聴人の守るべき事項

- 1 静粛を旨とし、談論し、放歌し、高笑し、拍手し、その他騒ぎ立てない こと。
- 2 審理に必要と会長等が認めるものを除くほか、ビラ、ポスターその他これらに類するものを配布し、掲示し、又は展示しないこと。
- 3 鉢巻き又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 6 携帯電話等の電源を切ること。
- 7 審理における言論に対して発声その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 8 定められた場所以外の場所に入らないこと。
- 9 1から8に掲げるもののほか、公正な審理の進行を妨げる行為をしないこと。
- 10 会長等の許可を得ず、写真、映画等を撮影し、又は放送、録音、インターネットによる中継等をしないこと。
- 11 審理会場においては、会長等及び係員の指示に従うこと。

(注意事項)

- 1 上記事項を守られない場合は、審理会場からの退場を命ぜられることが あります。
- 2 係員から要求を受けたときは、傍聴券を係員に提示してください。
- 3 傍聴を終えたとき又は傍聴の必要がなくなったときは、この傍聴券を返還してください。